

令和 9 年 4 月入園

「こども園・保育所・幼稚園」利用申込の手引き

令和 9 年 4 月からの教育・保育施設等の利用申込を、次のとおり受け付けます。
お申込にあたっては、この手引きを必ずご確認のうえ、必要書類を期日までに提出してください。なお、町外の施設の利用を希望する場合でも、みなべ町に住民登録がある方は、みなべ町への申し込みが必要です。町外施設を希望する方も、同じ受付期間内にお申込みください。

また、認定および利用調整の結果は 1 月末ごろの通知を予定していますが、審査に時間を要する場合は 2 月以降となることがあります。希望施設に申込みが集中した場合は、保護者の就労状況や保育の必要性などに応じて利用調整を行います。そのため、希望どおりの施設に入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申込対象児童】

みなべ町に住民登録がある児童、または令和 9 年 4 月 1 日までにみなべ町に住民登録予定の児童で、次のいずれかに該当する方が対象です。

〈令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢区分〉

5 歳児（令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日生まれ）	}	教育認定（1 号認定）
4 歳児（令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日生まれ）		保育認定（2 号認定）
3 歳児（令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれ）		
2 歳児（令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日生まれ）	}	保育認定（3 号認定）
1 歳児（令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日生まれ）		
0 歳児（令和 8 年 4 月 2 日～令和 8 年 9 月 30 日生まれ）		

◎認定区分

- ・保育認定（2 号認定 3 歳児～5 歳児 ・3 号認定 0 歳児～2 歳児）
保育を必要とする事由（4 ページ参照）のいずれかに該当する家庭の児童
- ・教育認定（1 号認定 保育認定に該当しない、満 3 歳以上の児童）

【町内教育・保育施設（一覧）】※令和 9 年 4 月 1 日時点

施設名	定員	住所	T E L	受入認定区分	公立/私立
上南部こども園	1 5 0 名	みなべ町西本庄 1 0 6 5 番地	74-3022	教育認定・保育認定	公立
高城こども園	6 0 名	みなべ町広野 9 番地	75-2044	教育認定・保育認定	公立
みなべ愛之園 こども園	1 3 0 名	みなべ町南道 1 4 1 番地 1	72-2371	教育認定・保育認定	私立
清川保育所 (※休園中)	1 9 名	みなべ町清川 2 2 2 9 番地	76-2251	保育認定	公立

※清川保育所は、現在休園中のため、令和 9 年 4 月入園の利用申込みはできません。

【申込受付期間と受付場所】

申込期日：令和8年10月1日（木）～10月30日（金）

※申込期日を過ぎると入園できない場合がありますのでご注意ください。

受付場所：町内こども園 または 子育て推進課

【提出書類】

1. みなべ町教育・保育給付費認定申請書兼利用申込書
2. 入所児童調査票・入所申込補足調査票
3. 保育の必要性が確認できる書類 ※保育を希望する場合のみ（4 ページ参照）
4. 課税証明書 または 個人番号提示書

※令和8年1月2日以降にみなべ町へ転出された方のみ提出が必要。

注意事項

1、 申込内容の変更

申込書を提出後、希望施設を変更したい場合は、令和8年11月13日（金）までにお知らせください。それ以降は変更が難しい場合があります。

2、 課税証明書の提出について

令和8年1月2日以降にみなべ町へ転入された方は、前住所地の市区町村が発行する「令和8年度課税証明書（非課税証明書）」または市町村民税額が確認できる書類を提出してください。

*個人番号を提示する場合は、子育て推進課窓口で「個人番号提示書」を記入・提示してください。

3、 申告の必要性

保育料算定のため、市町村民税額を確認します。収入がない場合でも「収入0円の申告」を行う必要があります。詳細は役場税務課にお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

上南部こども園：Tel74-3022

高城こども園：Tel75-2044

みなべ愛之園こども園：Tel72-2371

みなべ町子育て推進課：Tel33-7550

●教育・保育施設を利用するための「教育・保育給付認定」について

教育・保育施設の運営等には、子ども・子育て支援法に基づく公費による支援が行われています。このため、施設の利用を希望する保護者の方は、町から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。町では、提出された書類をもとに審査を行い、要件に該当すると認められる場合に認定を行います。また、保育所や認定こども園（保育利用）などでの保育を希望する場合は、あわせて「保育の必要性」および「保育必要量」の認定が必要です。町は法令等の基準に基づき３区分で認定します。

年齢	保育の必要性	認定区分		保育必要量	利用施設
(4月1日時点)	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	園ごとの教育時間 ※預かり保育あり	認定こども園 (幼稚園クラス) 幼稚園
3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、こども園等で教育・保育を希望する場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 (11時間以内の保育)	認定こども園 保育所 地域型保育
				保育短時間 (8時間以内の保育)	
3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、こども園等で保育を希望する場合	3号認定		保育標準時間 (11時間以内の保育)	
				保育短時間 (8時間以内の保育)	

※幼稚園・認定こども園（幼稚園クラス）の「預かり保育」について

幼稚園や認定こども園（幼稚園クラス）では、保護者の就労などにより保育が必要な場合、教育時間の前後に預かり保育を利用できます。利用には、入園決定後に事前申込みが必要です。

預かり保育は有料ですが、「施設等利用給付認定」を受けることで、利用料が無償化の対象となる場合があります。

※「施設等利用給付認定」を受けるためには別途申請が必要です。

〈町内施設の預かり保育の時間〉

- ・上南部こども園、高城こども園　：　教育時間開始前：午前８時３０分～午前９時
教育時間終了後：午後２時～午後４時３０分
- ・みなべ愛之園こども園　：　教育時間開始前：午前７時３０分～午前８時３０分
教育時間終了後：午後２時～午後５時３０分

●保育の必要性の認定について

保育所等は、保護者の就労や疾病などにより、家庭でお子さんを保育することが困難な場合に利用できます。利用するには、保護者それぞれが「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、町の認定を受ける必要があります。

なお、保育時間（保育必要量）は、保育を必要とする事由や状況に応じて異なります。

＜保育を必要とする事由＞

- | | |
|----------------------|---|
| ① 就労している | ⑦ 就学をしている
(職業能力開発施設等における職業訓練を含みます) |
| ② 妊娠中又は出産後間がない | ⑧ 児童虐待又はDVの恐れがある |
| ③ 病気や障害がある | ⑨ 育児休業取得中で、申請により継続利用が認められる場合に限り
ます (※新規申込みには適応されません) |
| ④ 同居の親族を常時介護又は看護している | ⑩ その他、上記に類するものとして町が認める場合 |
| ⑤ 災害復旧にあたっている | |
| ⑥ 求職活動を継続的に行っている | |

●保育の必要性が確認できる書類について

保育の必要性の認定は、利用申込書と同時に提出していただく書類により確認します。

事由ごとの主な提出書類は次のとおりです。

保育を必要とする事由	証明書類等
就労	就労証明書
妊娠中又は出産後間がない	母子手帳の氏名と出産予定日が明記されたページの写し、その他出産予定日等が確認できるもの
疾病や障害を有している	治療期間及び保育が困難である理由が明記された診断書又は身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳などの写し
同居親族を常時介護又は看護している	介護（看護）されている人の状態が確認できる診断書または障害者手帳などの写し、介護・看護状況申告書
災害復旧	罹災証明書の写しなど事情が確認できるもの
求職活動	ハローワークカードや雇用保険受給者証の写し、求職活動状況等申告書
就学をしている	在学証明書又は学生証の写し、その他就学していることが確認できるもの
虐待やDVの恐れ	保育の必要性がわかる事情が確認できる書類
育児休業取得時、継続利用を必要とする（在園児のみの事由）	育児休業に係る保育の実施継続承認申請書及び就労証明書

●保育の優先利用の事由について

保育施設の利用に際し、以下のような特別な状況に該当する児童は、利用の優先度が高くなる場合があります。

<優先利用の事由>

- ① ひとり親家庭に属している場合
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属する場合
- ③ 生計中心保護者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属している場合
- ④ 虐待やDVなど社会的養護が必要な場合
- ⑤ 障害を有している場合
- ⑥ 保護者が育児休業後、復職する（予定）場合
- ⑦ 兄弟姉妹と同一の教育・保育施設に利用を希望する場合
- ⑧ その他上記に類すると町が認めるもの

●保育時間の設定について

2号・3号認定を受ける方は、勤務時間などを客観的に確認したうえで、保育時間（保育必要量）を次のいずれかに認定します。

<保育必要量の区分>

- ① **保育標準時間**・・・1日最長11時間の範囲内で、必要な時間の保育を利用できます。
- ② **保育短時間**・・・1日最長8時間の範囲内で、必要な時間の保育を利用できます。

※「就労」を理由として申請する場合

通勤時間を含む就労時間により、次のとおり認定します。

- ・1ヶ月当たり48時間以上120時間未満の場合 ⇒保育必要量は「**保育短時間**」
- ・1ヶ月当たり120時間以上の場合 ⇒保育必要量は「**保育標準時間**」

ただし、1日の保育の必要時間が8時間以内と認められる場合は、1か月あたり120時間以上であっても「保育短時間」となります。

※就労以外の事由に該当する場合

☆保育を必要とする事由の②妊娠・出産・⑤災害復旧・⑧虐待やDVのおそれがあることに該当する場合は、原則として「保育標準時間」の認定となります。

②妊娠・出産における認定期間は、産前8週以内から、産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

☆⑥求職活動の場合、実態を踏まえて「保育短時間」の認定とし、認定日から90日が属する月の末日までです。

⑨育児休暇取得中の場合、育児休業の実態を踏まえ「保育短時間」となります。

※町内施設における保育受入時間について

受け入れ時間は、7:30～18:30の11時間以内です。ただし、職員不足やその他の事情により施設運営に支障が生じる場合は、施設ごとに受入時間についてご協力をお願いすることがあります。

●利用者負担額等

・保育料の算定について

1. 保育料は、原則として、**児童の父母の市町村民税所得割額の合算額**により算定します。ただし、家庭の状況によっては、児童と生計を一にする世帯員（家計の主宰者）の課税額を合算して算定される場合があります。
2. 保育料は、**毎年9月が切り替え**を行います。
 - ・4月～8月までは前年度の市町村民税により算定
 - ・9月～翌年3月まで当該年度の市町村民税により算定

3. 市町村民税に、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除がある場合は、控除適応前の市町村民税所得割額により保育料を決定します。なお、調整控除は除きます。

・保育料の無償化等について

○1号・2号認定の子ども（3歳～5歳児クラス） **保育料は無償です**

※幼稚園や認定こども園（幼稚園クラス）を利用する「**教育認定**」の場合に限り、**満3歳児についても保育料が無償**となります。

※満3歳からの幼稚園利用の可否は、施設によって異なります。

○3号認定の子ども（0歳～2歳児クラス）

みなべ町における保育料は、利用者負担額基準額表（8ページ以降）をご確認ください。

・給食費用について

町内で給食を実施している施設を利用する3歳児以上の子どもの給食費は、**実費負担**となります。国の制度により給食費は次の2区分に分けて徴収します。

***主食費**（ごはん、パン、麺類等） ***副食費**（給食のおかず、おやつ等）

【公立施設の場合】

給食費内訳	区 分	金額（月額）	備 考
主食費 （ごはん等）	すべての利用者	<u>7 0 0 円</u>	園にて現金徴収
副食費 （おかず、おやつ等）	町民税所得割額 57,700 円未満	0 円	金融機関にて引落とし等 ※ひとり親等の場合は 77,101 円で判定
	町民税所得割額 57,700 円以上	<u>4, 5 0 0 円</u>	
幼稚園クラス （午後おやつ無）	町民税所得割額 77,101 円未満	0 円	金融機関にて引落とし等
	町民税所得割額 77,101 円以上	<u>3, 0 0 0 円</u>	

※保育料と同様に決定し、毎年9月が切り替え時期となります。

上記費用の他に、保護者会費など実費負担が必要となる費用があります。

・保育料及び給食費用（副食費）への補助制度

国の制度上における免除に加え、保護者の経済的負担を軽減し、就業と子育ての両立を支援するため、次の要件を満たす子どもについて、**保育料及び副食費の補助**を行っています。

- ① 保護者と生計を一にする子のうち、保育所・幼稚園・認定こども園を利用する第3子以降の子
- ② 保護者と生計を一にする子のうち、保育所・幼稚園・認定こども園を利用する第2子の子で、次の要件を満たす場合。

保育所、認定こども園(保育利用)：市町村民税所得割の合計が57, 700円未満の世帯

幼稚園、認定こども園(教育利用)：市町村民税所得割の合計が77, 101円未満の世帯

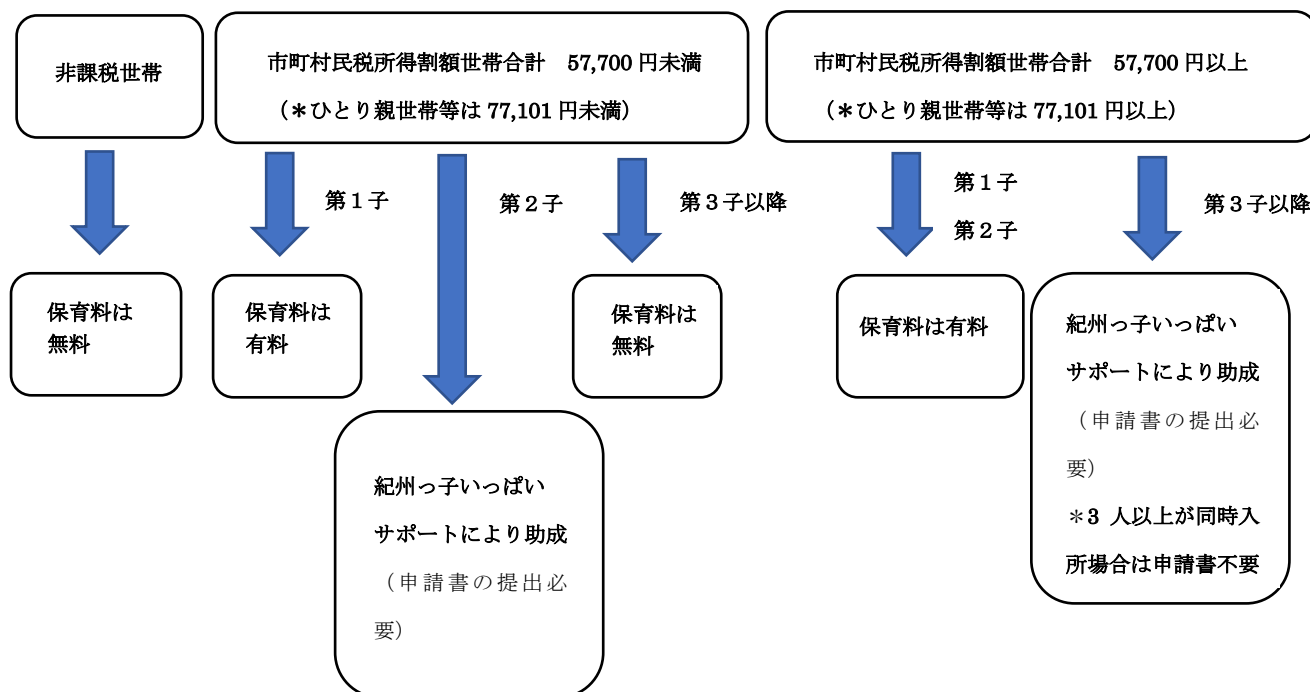
※第2子については、副食費は国の制度により同条件で免除されるため、本制度による補助対象は保育料への補助のみです。

☆保育所・認定こども園（保育所部） 保育料及び給食費用（副食費）への補助

フロー

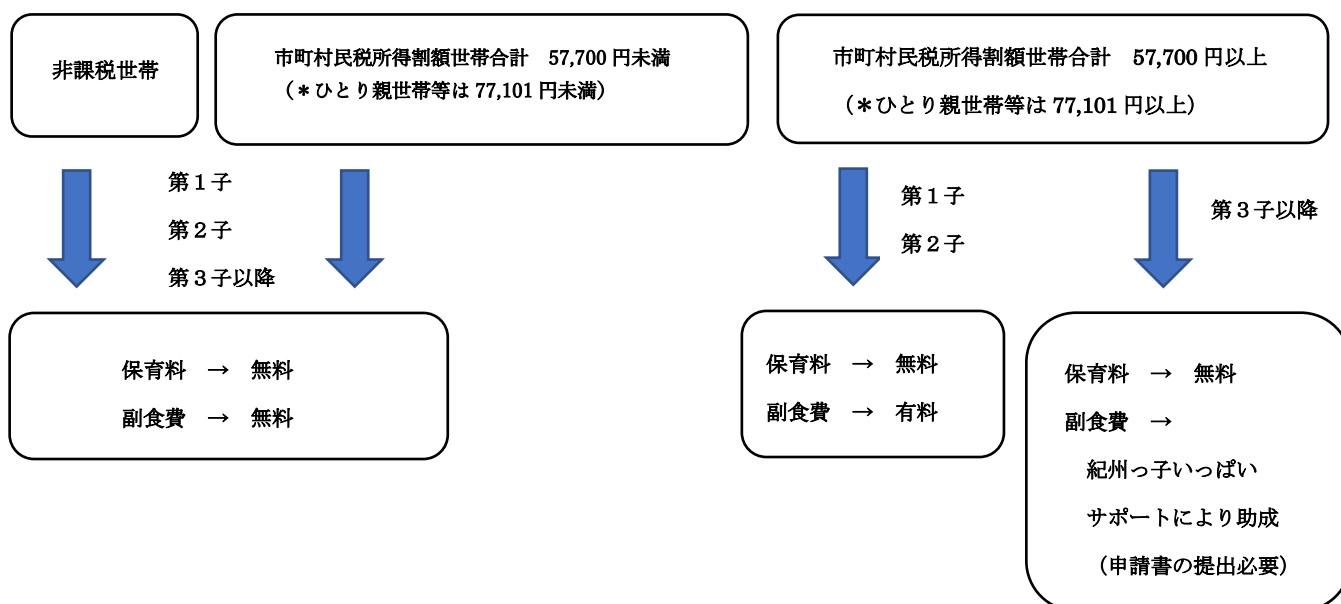
<0歳～2歳児クラス用> 世帯の課税状況により変わります

（4～8月分：前年度課税額 9～3月：当該年度課税額）



<3歳～5歳児クラス用> 世帯の課税状況により変わります

（4～8月分：前年度課税額 9～3月：当該年度課税額）



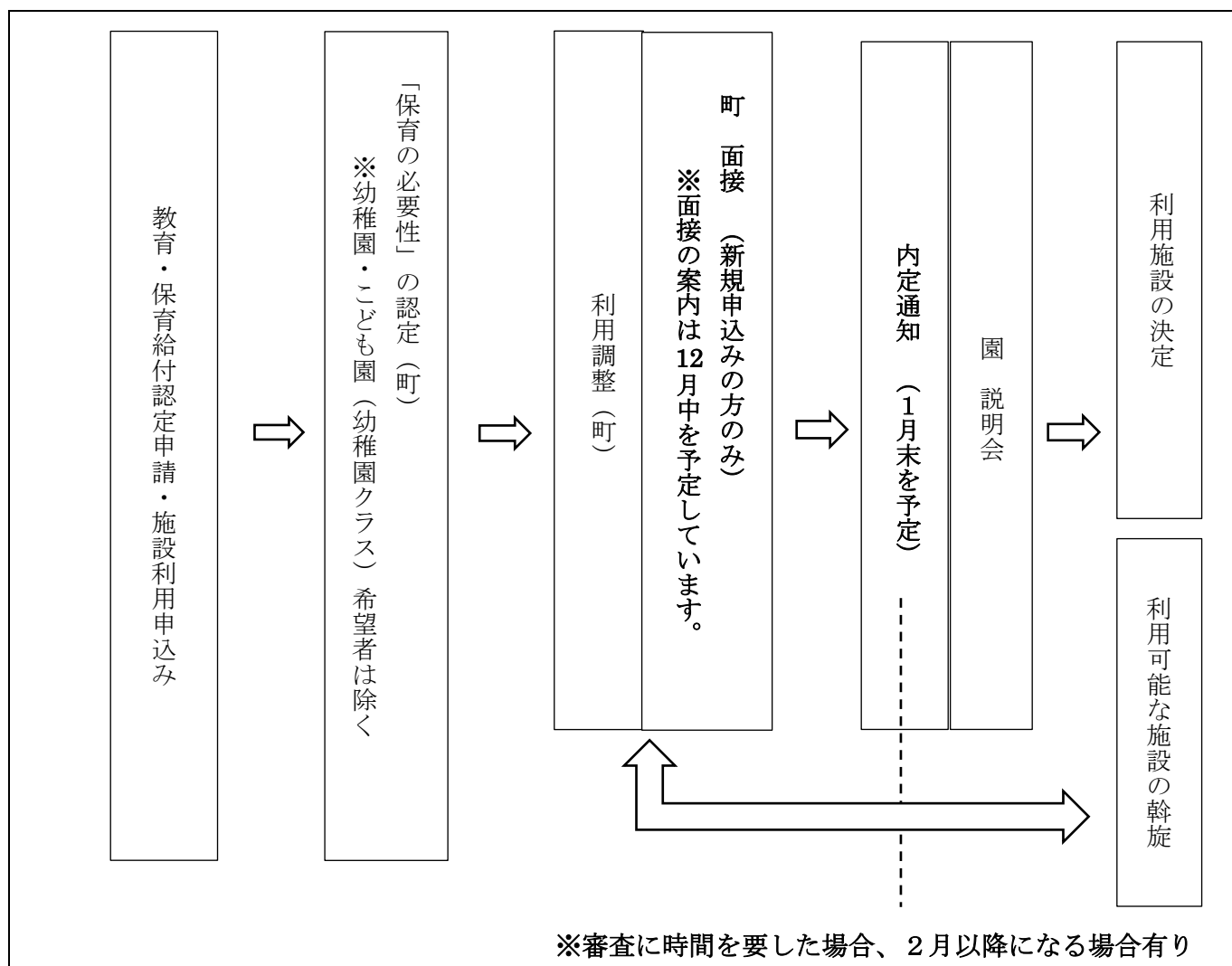
■満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額基準額表

階層区分			利用者負担額（月額）	
			保育標準時間 認定	保育短時間 認定
			3歳未満児	3歳未満児
第1階層	生活保護世帯等		0円	0円
第2階層－1	市町村民税非課 税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円
第2階層－2		ひとり親世帯等以外の世帯	0円	0円
第3階層－1	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,200円	7,100円
第3階層－2		ひとり親世帯等以外の世帯	15,600円	15,400円
第4階層－1	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	7,200円	7,100円
第4階層－2	所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	24,000円	23,600円
	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満			
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満		35,600円	35,100円
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		48,800円	48,000円
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		60,000円	59,100円
第8階層	所得割課税額 397,000円以上		78,000円	76,800円

備考

- 1 この表において「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親が属する世帯（単給世帯含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯をいい、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合における世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）が属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者（在宅障害児に限る。）の属する世帯
 - (7) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に、困窮していると町長が認める者の属する世帯
- 2 満 3 歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満 3 歳未満保育認定子どもの額を適用する。
- 3 この表において、第 2 階層－1、第 3 階層－1 又は第 4 階層－1 のひとり親世帯等に該当する世帯においては、子どもが 2 人以上いるときは、最年長の子どもから順に 2 人目以降は 0 円とする。
- 4 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に算定し、2 人目は上記の表に定める金額の半額とし、3 人目以降については 0 円とする。ただし、第 2 階層－2、第 3 階層－2 又は第 4 階層－2 のひとり親世帯等以外の世帯のうちで市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の適用を受ける世帯にあつては、保護者と生計が同一の子若しくは孫等又は保護者が監護し生計が同一のこどもについては算定対象となる年齢及び同時入所の制限をもうけず、最年長者から順に算定するものとする。

【申込から利用決定の流れ】（町内施設へ申し込んだ場合）



※町外の施設を希望した場合は、当該施設の管轄市町村との協議により決定されるため、上図のスケジュールと異なります。